

関係介護サービス事業所 管理者
各高齢者福祉施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

要配慮者利用施設の避難確保計画の提出及び避難訓練の報告について（依頼）

平成 29 年に水防法等が改正され、浸水想定区域や土砂災害計画区域に立地する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の策定と、避難訓練を実施（原則、年 1 回以上）することが義務化されています。また、所管の市町村長に対し、避難確保計画の提出及び訓練結果の報告を行うこととされています。

つきましては、下記のとおり避難確保計画の作成及び令和 5 年度の訓練の実施状況を報告されるとともに、最新の避難確保計画をご提出くださいますよう、お願いいたします。

記

1 報告、提出の内容

- ①施設・事業所が浸水想定区域、災害警戒区域内にあるか否か
※浸水想定区域、災害警戒区域にない場合も、その旨回答してください。
- ②現時点での避難確保計画の作成状況
- ③避難確保計画の提出
※すでに避難確保計画を提出している場合であっても、改めて提出をお願いいたします。
- ④令和 5 年度の避難訓練結果の報告

【①関係：施設・事業所が浸水想定区域、災害警戒区域内にあるかの確認方法】

福岡市地域防災計画「資料編」及び福岡市総合ハザードマップ双方で確認してください。

- 福岡市ホームページの検索欄に「福岡市地域防災計画」と入力し検索、[「福岡市地域防災計画」](#)のページにある PDF ファイル「資料編」P III 58～97 を参照
- 福岡市ホームページの検索欄に「[福岡市総合ハザードマップ](#)」と入力し検索、総合ハザードマップを参照し、施設が範囲に入っているかを確認してください。

2 報告、提出方法

次の方法で、令和 6 年 8 月 29 日（木）までに報告してください。一つの法人が複数の施設・事業所を運営している場合であっても、施設・事業所ごとに報告が必要です。

※避難確保計画はシステム内で提出できます（下記③）。

- 福岡市電子申請システム（グラファァー）での報告

福岡市ホームページからのリンク又は二次元コードから、福岡市電子申請システムにアクセスし、次の手順に沿って手続きを進めてください。 【二次元コード】

- ① 申請画面で Graffer アカウントにログイン
- ② 回答を入力
- ③ 避難確保計画を作成している場合はファイルをアップロード
- ④ 「この内容で申請する」をクリック
- ⑤ 「申請が完了しました」の画面が出たら報告完了

※不明な点がある場合は、「福岡市電子申請システム(グラファァー)のよくある質問」をご覧ください。

- ホームページ掲載箇所

福岡市ホームページ> 健康・医療・福祉> 高齢・介護> 事業者の方へ> お知らせ> [要配慮者利用施設の避難確保計画等について](#)



【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
【施設指導係】 電話 711-4319
shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp